

婚姻届

令和〇年〇月〇日 届出
※届出当日の日付
千葉県八千代市 長殿

届出地

届出場所は次のいずれかの市区町村役場です。

- ①夫、妻の住所地
- ②夫、妻の本籍地
- ③夫、妻の所在地 ※夫(妻)が来庁する場合

住所変更

※開庁時間にお届けの場合
住所の変更も同時にお手続きされる場合は、
「新住所」を記載してください。

父母の氏名

死亡等にかかわらず、わかる範囲で現在の実父母氏名を記載してください。
養父母がいる方は「その他」欄に
下記のとおり記載してください。
例: 夫(妻)の養父(養母)氏名
「田中 篤」続柄「養子(養女)」

夫(妻)に子がいる場合

婚姻届では子の氏や戸籍、親権等は変わりません。
別途「入籍届」または「養子縁組届」をご検討ください。

署名欄の押印

署名欄、証人欄の押印は任意であり、記載内容を訂正する必要がなければ押印がなくとも受理に差し支えはありません。

持ち物、添付書類

・届出人の印鑑

※婚姻届の記載内容を訂正する場合、訂正箇所と署名欄に押印が必要です。スタンプ式の印鑑は使用できないため朱肉を使用する印鑑を夫になる方、妻になる方がそれぞれご用意ください。

・来庁者の本人確認書類

※官公署発行の写真つきのものは1点、それ以外は2点以上

(1)	(よみかた) 氏 名 生年月日	夫になる人 この しょうた 氏 名 甲野 翔太 昭和 63 年 2 月 1 日	妻になる人 おつか ゆか 氏 名 乙川 由香 平成 元 年 10 月 9 日
(2)	住 所 ※届出当日の 住民票住所 (よみかた)	千葉県千葉市中央区中央3丁目 10 番地 8 号 中央マンション100号 ※部屋番号まで記載	千葉県八千代市米本 1359 番地 5 号 米本団地1街区1棟100号 ※部屋番号まで記載
(3)	本 籍	千葉県船橋市湊町 二丁目10 番地 5	千葉県八千代市大和田新田 312 番地 5
(4)	父母の氏名 父母との続柄 ※実父母	父 甲野 和夫 続き柄 長 男 母 田中 秋子	父 乙川 正治 続き柄 二 女 母 乙川 春江
(5)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	1 夫の氏 口妻の氏 2 千葉県浦安市舞浜1 番地 1	
(6)	同居を始めたとき	平成 28 年 7 月	※夫、妻の同居開始日と結婚式をあげた日のうち早い日を記載 同居や結婚式をしていない場合は空白
(7)	初婚・再婚の別	夫 ☒ 初婚 再婚 ☐ 離婚 平成〇年〇月〇日	妻 ☐ 初婚 再婚 ☒ 離婚 平成 20 年 7 月 3 日
(8)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と 夫妻の職業	夫 ☒ 妻 ☐ 3. 企業等に勤める会社員かつ従業員は100人未満の企業 夫 ☐ 妻 ☐ 4. 3に該当しない会社員、公務員や企業の役員 夫 ☐ 妻 ☒ 5. その他、パートやアルバイトなど 夫 ☐ 妻 ☐ 6. 仕事をしていない世帯 ※国勢調査の年度のみ記載してください。	
(9)	その他		
(10)	届出人 署名押印	夫 甲野 翔太 甲野 印	妻 乙川 由香 乙川 印

連絡先
電話 090 (1111) 1111
自宅・勤務先 ☒ 携帯

関連するお手続き

市役所の開庁時間に届出する場合、
個人番号カード等の氏名変更や住所変更、印鑑登録の変更、住民票の発行などの手続きができます。
必要書類等をお持ちのうえ、届出時にお伝えください。

日本人同士の婚姻届の記載例

証 人	署名 押 印	田中 太一 田中 印	ラスト, ファースト ^姓 印
生年月日	平成 5 年 2 月 6 日	西暦 1990 年 7 月 6 日	
住 所	千葉県八千代市大和田新田 312 番地 5 号	千葉県船橋市習志野台1丁目 2 番地 1 号 ABCマンション101号	
本 籍	千葉県浦安市舞浜 1 番地 1	フィリピン共和国 番地 番	

証人

成人している方2人の証人が必要です。
※届出人以外の成人であればなたでも記載いただけます。
証人の記載は漏れのないように
お願いいたします。

①婚姻後の夫婦の氏欄について

夫の氏、もしくは妻の氏のどちらかから婚姻後の夫婦の氏を選択し、該当する氏の口内にチェックを入れてください。選択する氏を夫の氏とした場合は夫が筆頭者となり、選択する氏を妻の氏とした場合は妻が筆頭者となります。なお、婚姻届の提出後は氏を変更することができないため、お二人でよく話し合ってから選択してください。

②婚姻後の夫婦の新しい本籍欄について

婚姻後の夫婦の新しい本籍については、届出の時点で地番が存在していれば、日本全国どこ地番であっても本籍として定めることが可能です。なお、市役所の閉庁時に婚姻届を提出する場合は、事前に夫婦の新しい本籍を定める市区町村役場へ、地番の有無及び地番の正しい表記を確認の上、新本籍の欄へ記載してください。
また、婚姻後の夫婦の氏として選択した配偶者がすでに戸籍の筆頭者である場合は、婚姻届により新しい本籍を編製できないため新本籍の欄は空欄としてください。その場合もう一方の配偶者は、婚姻後の夫婦の氏として選択した方の、すでにある戸籍に入籍することになります。

※各欄の署名者が記載・訂正をしてください。
また、内容に不備があると預かりができない場合がありますのでご注意ください。

八千代市に届け出た内容が反映された証明書の発行までに要する期間

【住民票】

住所 八千代市 : 約1週間
(閉庁時は翌開庁日午後から)

住所 他市区町村: 約1週間

※閉庁時に届出された場合は、翌開庁日からの日数となります。

また、状況により予定が前後する場合がございますのでご了承ください。

【戸籍謄本・受理証明書など証明書類】

本籍 八千代市 : 約1週間

本籍 他市区町村: 約2～3週間